

社会福祉法人相和福祉会						決 裁
役 員 等 報 酬 規 程						
制定日	H29. 6. 1	改定日		版数	1	
決裁版の保管場所	ひがしうらの家（理事長）			作成者氏名	都 築 重 喜	
Data場所・Name						
No	複写管理版の配付先			配付承認	回収年月日	回収確認印
1	パスピ・98					
2	中畑保育園					
3	おにぎりが空					
				廃棄日・確認者		

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人相和福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という）の報酬等について定める。

2 定款第6条に定める評議員選任解任委員会委員の報酬は、役員等と同等の取り扱いとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 1) 常勤役員等には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 2) 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 3) 出張を必要とする業務に対しては、上記2)に定める報酬の他、法人が定める旅費規程の定めを援用する。

（退職手当の支給）

第3条 退職手当の支給は、法人が定める退職金支給規程の定めを援用する。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、必要に応じて評議員会で定める。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、別表の定めに従って支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等は、職員給与規程を援用して支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は原則として会議に出席した都度支給する。

(公表)

第7条 当法人は、本規程を報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表

- 1 評議員会及び理事会又は評議員選任解任委員会に出席した非常勤役員等
監事監査を実施する場合の監事
上記に掲げる会議に招致された、その他の非常勤役員等

会議等の予定時間	支給金額
3時間まで	10,000円
3時間を超え、5時間まで	20,000円
5時間を超え、7時間まで	30,000円
7時間を超える	40,000円

- 2 非常勤役員等の業務が上記1に準ずる場合は1の定めを援用する。
- 3 評議員会の議長には、50%の加算を行う。